

教育・保育提供区域の設定について

1. 区域設定における国の考え方

子ども子育て支援事業計画の策定において、国からは、各自治体における「教育・保育の提供区域」を設定することが義務付けられています。

区域の範囲については各自治体の裁量に任されており、各地域の子どもの数や資源の状況を踏まえ設定する必要があります。

- 「量の見込み」と「確保方策」を区域ごとに設定し、事業計画を策定。
- 各年度の「教育・保育(幼稚園や保育所など)」と「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」に対しての「確保方策」(「いつ」・「どの施設・事業で」・「どのくらい」の「提供を行っているのか」)を記載。

■ 子ども・子育て支援法

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 市町村が、**地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域(以下「教育・保育提供区域」という。)**ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

2. 区域設定にあたり留意すべきポイント

Point① 事業量の調整単位として適切か	<ul style="list-style-type: none"> ・設定した区域内での量の調整や確保などが可能か ・区域内の教育・保育施設の設置状況に大きな差がないか ・区域ごとに不足分の確保策を打ち出せるか
Point② 事業の利用実態を反映しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の移動状況を踏まえているか ・設定した区域内で事業のあっせんが可能か